

# 訪中団報告

平成16年度産業競争力推進委員会

[2005/04/13 掲載]

日本弁理士会 産業競争力推進委員会では、3月3日(木)～3月4日(金)中華人民共和国北京において、中国の国家知識産権局(専利局)、北京海関総署(税関)の視察、中華商標協会との交流会・中華全国律師協会との交流会を開催致しました。

その報告会を、3月29日中国知的財産制度セミナーとして開催しました。そのテキストを掲載いたします。ご覧下さい。

# 中国知的財産制度セミナー

## 訪中交流報告会

(2005年3月3～4日 北京市)

2005年3月29日

日本弁理士会  
産業競争力推進委員会

## 訪中メンバー

日本弁理士会 総括副会長 佐藤辰彦

日本弁理士会 担当副会長 吉田芳春

日本弁理士会 次年度副会長 一色健輔

### 産業競争力推進委員会

委員長 飯島紳行

副委員長 本田 崇      奥山尚一      小林 正      水野 清

委員 相川俊彦      今井孝弘      岩堀邦男      小倉啓七

金高善子      木村三朗      黒瀬雅志      鷲 健志

柴田茂夫      中山健一      長谷部善太郎      松尾憲一郎

松本一騎      水野勝文      山田行一

日本弁理士会事務局 古川雅子

24名

日 時 2005年3月29日(火) 13:00 ~ 17:00

司 会 産業競争力推進委員会 委員長 飯島紳行

- |             |                                  |       |           |
|-------------|----------------------------------|-------|-----------|
| 13:00~13:10 | 挨拶                               | 総括副会長 | 佐藤辰彦      |
| 13:10~13:15 | 挨拶                               | 副会長   | 吉田芳春      |
| 13:15~13:45 | <b>1.中華人民共和国海関総署(税関)について</b>     |       |           |
|             |                                  | 副委員長  | 水野 清、岩堀邦男 |
| 13:45~13:55 | 質疑応答(10分)                        |       |           |
| 13:55~14:25 | <b>2.中華人民共和国国家知識産権局(専利局)について</b> |       |           |
|             |                                  |       | 黒瀬雅志、金高善子 |
| 14:25~14:35 | 質疑応答(10分)                        |       |           |
| 14:35~14:45 | 休 憩(10分)                         |       |           |
| 14:45~15:35 | <b>3.中華商標協会について</b>              |       |           |
|             | 「中国における著名商標の認定及び保護」              |       |           |
|             |                                  |       | 鷺 健志      |
|             | 「中国国内における企業の商標模倣品取締りの留意点と事例紹介」   |       |           |
|             |                                  |       | 小倉啓七      |
| 15:35~15:45 | 質疑応答(10分)                        |       |           |
| 15:45~15:55 | 休 憩(10分)                         |       |           |
| 15:55~16:45 | <b>4.中華全国律師協会について</b>            |       |           |
|             | 「中国の特許侵害における司法救済と行政救済の問題点」       |       |           |
|             |                                  |       | 長谷部善太郎    |
|             | 「民間の調停・仲裁センター設立の必要性について」         |       |           |
|             |                                  | 副委員長  | 奥山尚一      |
| 16:45~16:55 | 質疑応答(10分)                        |       |           |
| 16:55~17:00 | まとめ                              | 副委員長  | 本田 崇      |

<訪中交流報告会資料>

中華人民共和国  
海関総署（税関）

日本弁理士会

産業競争力推進委員会

委員長 飯島 紳行

主担当 水野 清

副担当 岩堀 邦男

## 1．会議出席者

中国側：政策法規司                    副司長 王 永 水  
          同 知識産権所 所 長 李 群 英  
          同                                路      遙  
          同                                黄 建 華

日本側：吉田芳春副会長、他委員（24名）

## 2．日時および場所

日 時：2005年3月3日 10:00～12:00

場 所：北京市海関総署

## 3．会議の内容

当委員会が事前に準備した質問事項について、李所長がパワーポイントを用いて項目毎に説明を行いました。以下に、その要点を説明します。

### （1）中国海関の組織（組織図参照）

直轄部署	41ヶ所
海・空港	355ヶ所
知財担当官	130人

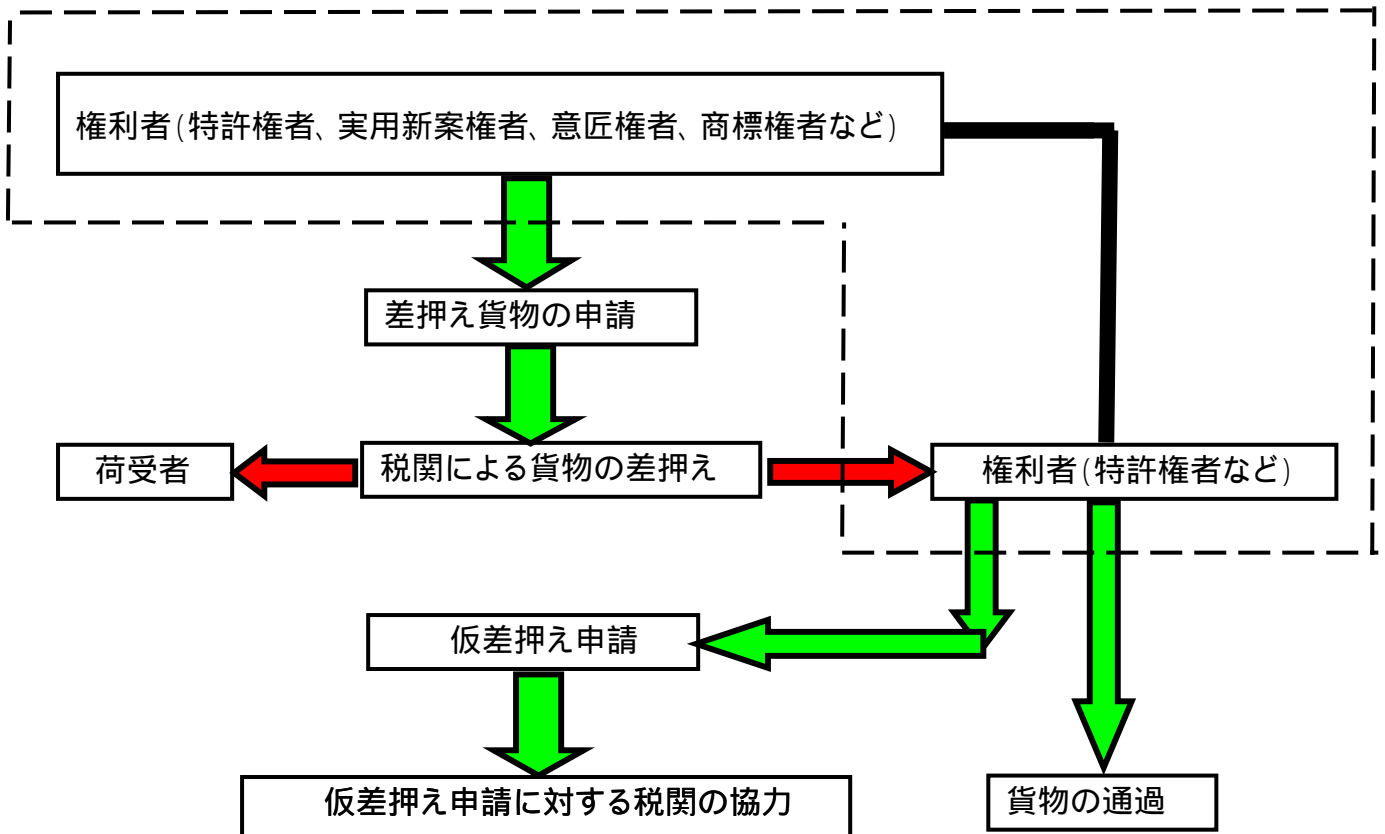
### （2）知的財産権侵害物品の水際取締手続

中国における水際取締りの手続は、申請による行為（フローチャート A）と、職権による行為（フローチャート B）とに分かれている。

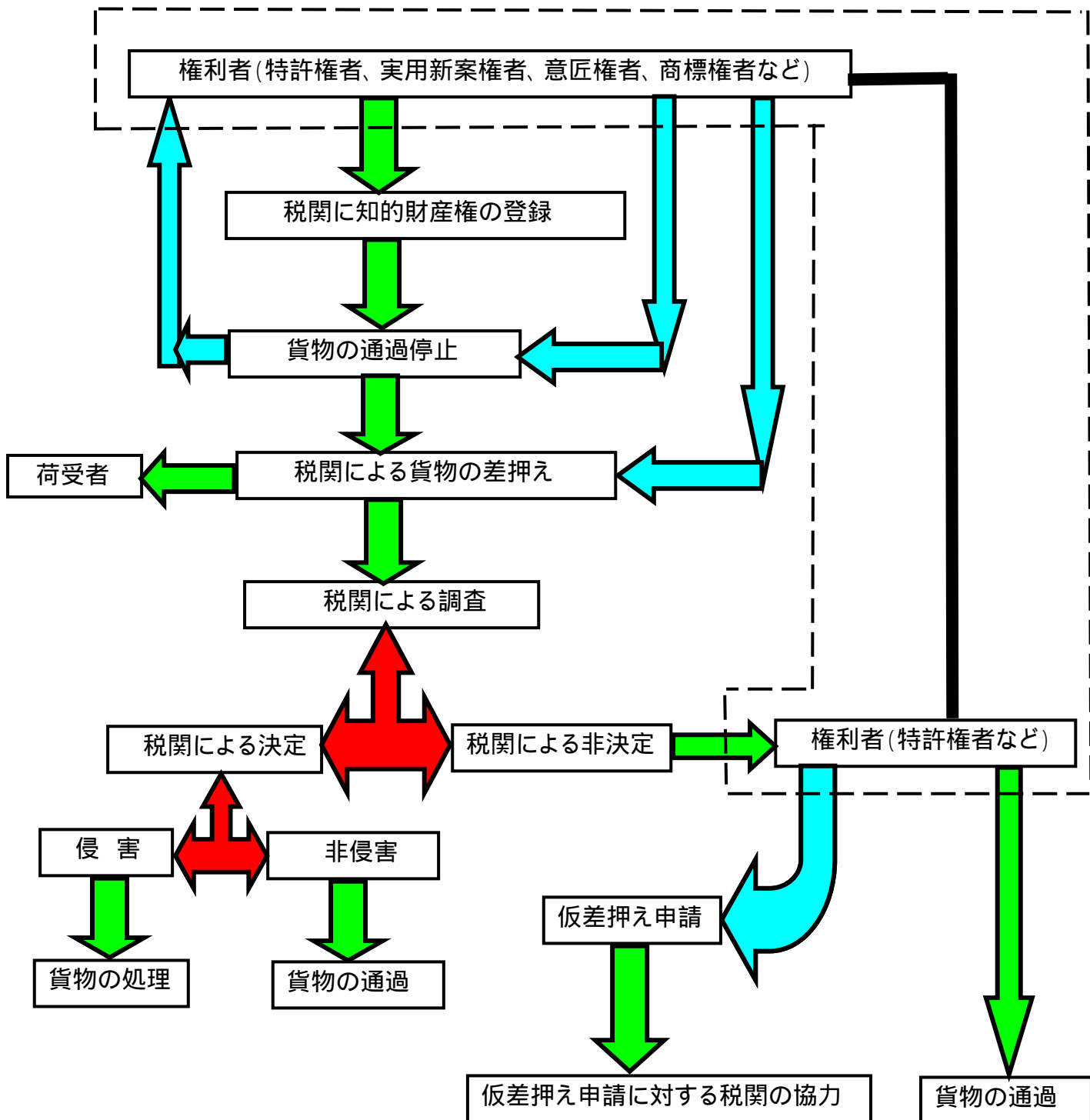
# 中国海関総署の水際取締りの手続きフロー

(フローチャート A)

## 1 申請による行為



## 2 職権による行為





## 水際取締りの特徴

水際取締りは、輸出入行為を取締っている。

中国への出願権利化は、中国からの輸出物に適用ある点で重要。

}	輸出の水際取締り	全体の90%
	輸入の水際取締り	全体の10%

### (3) 実用新案権と意匠権の有効性判断

中国では、実用新案権と意匠権は無審査で登録されます。これらの実用新案権と意匠権に基づいて貨物を差止める場合に、税関では権利の有効性をどのように判断しているか。

実用新案権

知識産権局が発行する新規性又は創作性検索報告書を権利者に提出させる。

意匠権

権利者に意匠公報を提出させる。

### (4) 総担保制度

現行実施弁法第22条(三)の規定によると、権利者は海関の同意を得た後に、総担保を提供することができるとなっているが、海関はこの総担保制度をいまだ実施していない。今年秋に実施予定との事。

また、本条は職権による行為の場合にのみ適用される。

- |     |      |             |            |
|-----|------|-------------|------------|
| (一) | 貨物価値 | 2万元未満の場合    | 貨物と同等の担保金  |
| (二) | 同    | 2万元~20万元の場合 | 貨物の1/2の担保金 |
| (三) | 同    | 20万元以上の場合   | 10万元の担保金   |

### (5) 海関差止と知識産権局への無効審判との関係

海関で貨物の輸出入を差止める前に、輸出入業者が専利復審委員会に対して対象権利を無効にする手続をした場合に、海関ではこの案件をどのように処理するか。

## 実際の案件

- 2004.7.5 専利無効の決定  
同 7.21 人民法院へ行政訴訟  
同 10.5 行政訴訟提出期限まで専利権を有効とみなす。

### (6) 真正品の並行輸入

人民法院は、以下の案件につき商標権侵害と判断した。

これらの案件では、中国の販売業者と商標権者との間で独占販売契約をしていた。

タイから輸入されたせっけんに商標「LUX」を使用した並行輸入品。

ベトナムから輸入された洗剤に商標「OMO」を使用した並行輸入品。

### (7) 包括申請と個別申請

日本では、輸入差止申立に際し9部書類を提出する。これに対して、中国では包括申請書の場合には、特許権等の権利事前登録書を1部提出すれば10年間有効となる。一方、個別申請書の場合には、1回毎に書類を1部提出する。

### (8) 税関に対する代理人

中国では、誰でも代理人になれる。特に、資格があってもなくてもよい。

### (9) 貨物破棄の費用負担

受益者負担の立場から、貨物破棄に要する費用は、権利者が負担する。

通常、税関が貨物の破棄を行うが、権利者自らこれを行ってもよい。権利者が行えば、費用を少なくすることもできるし、関連技術の処理にも慣れている利便性がある。

### (10) 事案の紹介

<訪中交流報告会資料>

中華人民共和國  
國家知識產權局（專利局）

日本弁理士会

産業競争力推進委員会

委員長 飯島 紳行

主担当 黒瀬雅志

副担当 金高善子

## 中華人民共和國國家知識產權局（專利局）について

### 中国国家知識產權局・專利局への質問と回答

訪問：2005年3月3日午後2 - 4時

回答者：条約法規司 尹新天司長、審査業務管理部 錢紅纓、意匠部 李繼東

#### 1. 審査期間に関する質問

- (1) 現在、審査請求日から最初の審査通知がなされるまで、平均どの程度の期間を要していますか。
- (2) 2005年度には、特許審査官を1500名に増員すると伺っていますが、これにより審査期間はおよそどの程度早くなると予想されていますか。
- (3) 日本では、出願中の発明を第三者が無断で実施している場合には、その証拠を提示することにより、審査を他の出願より優先して行う「優先審査制度」を採用しています。このような審査促進のための特別な制度を採用する予定はありませんか。

#### 【回答】

- (1) 審査に着手してから権利付与に至るまで平均26 - 30ヶ月要している。技術分野によっても異なるが、2006年までに、24ヶ月に短縮することを目標としている。
- (2) 毎年約300名の審査官を増員し、データベースの改善、研修の実施などで審査の促進を図っている。
- (3) 優先審査制度は採用していない。

審査は審査請求の順に行っている。先行技術調査の便宜を図るため、審査請求日が近接する同一の技術分野の出願については、審査官の裁量により、審査請求日が前後する出願を同時に審査することも可能である。

以下の場合には特殊な取り扱いを行う（審査指南3.4.2）。

- ・ 国家の利益、公共の利益に重大な意味を持つ出願
- ・ 專利局が独自に実体審査を始めた特許出願
- ・ 原出願日を保留した分割出願は原出願と同時に審査できる。

## 2. 意匠出願に関する質問

- (1) 初歩審査の段階で、日本の部分意匠出願を基礎にした優先権主張は認めないという通知が出されています。今後も、部分意匠出願を基礎にした優先権主張は認められないのでしょうか。なお日本では、部分意匠出願制度が存在しない時代、「願書や図面等の様式は各国法令の相違により多様であることから、意匠の表現形式に係わらず、優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されていればよい。」という理由で、部分意匠出願に基づく優先権主張を認めていました。
- (2) 一般的に、初歩審査の段階で優先権主張が認められなかった場合、この判断に不服を申し立てることは認められていないのでしょうか。

### 【回答】

- (1) 日本の部分意匠出願を基礎にした優先権主張は認めない。  
部分意匠と全体意匠は、単なる形式的な差異ではなく、本質的には互いに異なる意匠である。日本の部分意匠出願時に参考図として全体意匠の図面が添付されていたとしても、参考図には法的効力はなく、優先権主張の基礎とすることは出来ない。  
優先権主張が認められなかったとしても、意匠出願自体が拒絶されるわけではない。
- (2) 初歩審査の段階で優先権主張が認められなかった場合、「行政不服審査法」(行政復議法)に基づき行政不服審査を申し立てることができる。また、行政不服審査の結果に不服がある場合は、裁判所に提訴することができる。実際、米国の企業がこの方法を利用している。優先権主張が認められなかったことを不服として知識産権局に審判請求することは出来ない。

## 3. 特許と実用新案の同時出願に関する質問

- (1) 同一の技術創造について、同一人が特許と実用新案を同時に出願することが実務上認められています。そこで実用新案では、実施例に限定したクレームで出願し、特許ではその上位概念のクレームで出願したとします。特許査定時に、審査官より実用新案登録の放棄を指示されず、実用新案と特許がそれぞれ適法に登録された場合、実用新案権が存続期間満了により消滅した後、この実施例クレームと同一の発明を実施した場合、特許権侵害となるのでしょうか。
- (2) 特許権侵害紛争事件の審理に関する若干の問題の規定  
(会議検討案 2003.10.27-29)第50条2項では、「同一出願人が同様の発明創造について既に実用新案特許を出願し又は発明特許を出願しているときは、出願人は実用新案特許付与の公告前に国务院行政部門へその旨を声明しなけ

ればならず、権利付与公告において公示されるものとする。その後付与された発明特許の保護期間は先願の出願日から起算する。」と規定されています。同一の技術創造について、同一人が特許と実用新案を同時に出願する際の審査実務を変更する予定はありませんか。

【回答】

- (1) 同一の技術創造について、同一人が特許と実用新案をそれぞれ出願し、実用新案が登録された後、特許出願の審査がなされ、当該先に登録された実用新案登録を取り下げを条件に、当該特許出願について特許を付与することが実務上認められている(審査指南6.2.1.1)。
- これは、審査の遅延が深刻な問題となった時期に一つの対応策として採用されたものである。この審査実務の法的根拠は、特許法実施細則第13条に「同一の発明創造には一つの専利のみが付与される」という原則があるのみで、明確なものではない。現在、審査は従来より早くなっており、出願人が同一の技術創造について併願する必要性は少なくなっていると思う。
- (2) 現在特許法の改正作業を進めており、この問題もその改正課題に含まれている。

4. 無効宣告請求に関する質問

- (1) 特許復審委員会に無効宣告請求を請求する際、請求理由として特許法第22条(新規性、進歩性の欠如)のみを記載し、その証拠となる公知文献を添付しない場合でもこの請求は受理されますか。
- (2) 無効宣告請求を提出してから1ヶ月以内にその理由及び証拠の補充が認められています(実施細則第66条)。日本語文献の翻訳文は、この1ヶ月以内に補充しなければなりませんか。それとも1ヶ月後に補充が認められますか。
- (3) 日本語文献の中国語への翻訳は、指定された機関によって翻訳されたものでなければ証拠として採用されませんか。

【回答】

- (1) 無効宣告請求を請求する際には、証拠と理由を提出しなければならない。証拠を提出しない場合には、請求は受理されない。
- (2) 外国の文献を証拠として提出する場合には、同時にその中国語の翻訳文を添付しなければならないというのが原則である。その翻訳文が同時に提出できない場合には、復審委員会が指定した期間内に提出すべきである。(事情を説明して

---

<sup>1</sup> 現在改正法の改正課題を検討中である。18個の課題が挙げられており、部分意匠の保護、特許と実用新案の二重出願についての調整などが、その改正課題に含まれている。改正法は2006年に草案が作成され、2008年頃施行される予定である。

一ヶ月以内の補充が認められる。)

- (3) 提出された翻訳文に対し、相手側は異議を申し立てることが出来る。その場合、異議を申立てた側は自ら反論として当該翻訳文を提出しなければならない。双方がお互いの翻訳文に合意しない場合には、双方が協議の上、双方が同意した翻訳機関に翻訳を依頼することが出来る。もし合意が出来なかった場合には、復審委員会の指定する翻訳機関で翻訳することになる。その際の翻訳代は双方が負担する。

## 5. 法改正に関する質問

- (1) 貴国は2000年6月2日にPLT(特許法条約)に署名されました。外国語明細書で出願を受理するという実務はいつ頃実施される予定ですか。

### 【回答】

PLT(特許法条約)に署名をしたが、中国政府はまだ条約加盟を認可していない。前記法改正の際、この問題は検討されるであろう。

- (2) 「間接侵害」に関する規定を導入する予定はありますか。

### 【回答】

2000年法改正の際、国務院には間接侵害を含む改正法案を提出したが、WTO・TRIPSには間接侵害規定を設けることを義務づけていないという理由で、改正法案から削除された。次回の法改正の際には提出する予定である。特許法に間接侵害規定はないが、裁判所の判決では「民法通則」の関連規定に基づいて、すでに間接侵害は認められている。

- (3) 部分意匠出願制度を導入する予定はありますか。

### 【回答】

予定あり(前述)。部分意匠の保護は、改正法の重要研究課題の一つになっている。

- (4) 近々、審査指南を改正することが予定されていますか。

### 【回答】

コンピュータプログラム関連特許、ビジネス方法特許等の審査基準の改正を予定している。

## 6. その他

- (1) ビジネス方法関連発明(例えば、G06F17/60)について、現在までどの程度登録が認められていますか。この出願は、審査指南第9章(計算機プログラムを含む発明の

特許出願の審査)により審査されていると理解していますが、正しいですか。

【回答】

G06F17/60にはビジネス方法以外の技術も含まれている。中国專利局では、単純なビジネス方法には特許を付与しないという方針で審査している。特許が付与されるものは、原則として「技術的方法を使用して、技術的效果を達成する」というものでなければならない。

(2) 実施細則第8条による「国防專利機構」で審査されるケースは毎年どの程度ありますか。

【回答】

人民解放軍の管轄下にある「国防專利局」において、毎年数百件の出願が受理されている。国防專利に関する条例は、中央軍事委員会のホームページに公開されている。

7. 弁理士の業務範囲に関する改正の動き

2005年末までに中国の「專利代理条例」(弁理士法に相当)の改正を完了する予定。

主な改正点の一つに、專利代理人(弁理士)の業務範囲として、特許関連訴訟の裁判所での訴訟代理を認めることがある。中国最高裁判所は改正に賛同しているが、律師(弁護士)協会からは反対意見が出されている。

以上



焼肉セット

南アフリカへの輸出品を広州で差押えした。

活魚入り輸送箱

権利者は実用新案権を有しており、日本への輸出貨物であった。

容器自体に権利があり、容器から活魚を出すと活魚が死んでしまうという困難な問題に直面した。

そこで、海関は活魚まで含めた金額を担保金とした。担保金が高額だったために、権利者はこれに懲りて、申請を取り下げた。

以 上

<訪中交流報告会資料>

## 中国における著名商標の認定及び保護

日本弁理士会

産業競争力推進委員会

委員長 飯島 紳行

主担当 鷲 健 志

## 中国における著名商標の認定及び保護

2005年3月4日、中国北京にて、第3回日中弁理士・商標代理人専門家交流会が開催された。その際、中国の商標局監督管理処副処長 原琪（女史）が、「中国における著名商標の認定及び保護」について講演されたので、その内容を下記のとおり報告する。

（注） 中国では「馳名商標」と「著名商標」とがある。「馳名商標」は人民法院（裁判所）や、商標局などの全国レベルの行政機関が認定するものである。「著名商標」は省（日本の県）クラスの工商行政管理部門がその省の範囲内において認定するものである。

今回の報告は、中国の「馳名商標」に関するものであるが、以下では、「馳名商標」に対応する日本語訳の「著名商標」を用いて説明する。

### 記

#### 一、著名商標に関する中国法律制度の沿革

1. 1985年、中国は「パリ条約」に加盟した。その後、パリ条約6条の2に基づき、著名商標の認定及び保護を実践した。
2. 1993年、「商標法実施細則」を修正し、「公衆に熟知された商標」として保護した。
3. 1996年、「著名商標認定及び管理の暫定規定」（56号令）を制定した。
4. 2001年12月1日、新「商標法」が施行された。同法には、著名商標保護の内容を定める規定が盛り込まれ、「パリ条約」及び「TRIPS」の要求に完全に合致した。
5. 2002年9月15日、「商標法実施条例」が施行された。同条例には、更に登録、審判及び管理手続における著名商標保護の手続が規定された。
6. 2003年6月1日、「著名商標認定及び保護規定」（5号令）が施行された。同規定には、著名商標の認定の手続、期限、効力が規定された。

#### 二、著名商標の保護に関する主要な法律規定

1. 商標法 : 第13条、第14条、第41条
2. 商標法実施条例 : 第5条、第45条、第53条

#### 三、著名商標の概念及びその法的特徴

##### （一）著名商標の概念

「著名商標認定及び保護規定」（5号令）における「著名商標」の定義：

= 「中国において関連公衆に広く認知され、高い名声を有する商標」

1. 「中国において」の意味：

（1）中国商標法の効力が及ぶ法的地域内においての意味である。

(2) 但し、中国全土にわたる全ての地域における著名性を要求するものではない。

2. 「関連公衆」の意味

5号令第2条第2項の「関連公衆」の定義：

= 「商標を使用する特定商品又は役務を享受する消費者、同商品を生産し同役務を提供するその他の経営者、及び、流通に係る販売者及びその他の関係者を含む。」  
すなわち、消費者だけでなく、生産者、及び、販売者などを含む。

3. 「高い名声を有する」の意味

(1) 「誉れ高い」との意味であり、「悪名高い」の意味ではない。

(2) 名声の高低の程度は同一ではなく、事案により異なる。

## (二) 著名商標の禁止権

1. 著名商標が未登録商標：他人が同一又は類似の商品 / 役務に登録するのを禁止
2. 著名商標が未登録商標：他人が同一又は類似の商品 / 役務に使用するのを禁止
3. 著名商標が登録商標：他人が不同一又は非類似の商品 / 役務に登録するのを禁止
4. 著名商標が登録商標：他人が不同一又は非類似の商品 / 役務に使用するのを禁止
5. 他人が企業名称中に使用するのを禁止
6. 他人がドメイン名中に使用するのを禁止

## (三) 著名商標の認定において考慮される要素

1. 関連公衆の当該商標に対する認知度
2. 当該商標の継続使用期間を証明する関係資料（商標の使用期間、登録期間及び登録範囲の関係資料を含む）
3. 当該商標の全ての宣伝活動の継続期間、程度、及び地理的範囲を証明する関係資料（広告宣伝及び販売活動の方法、地理的範囲、宣伝媒体の種類及び広告投入量などの関係資料を含む）
4. 当該商標が著名商標として保護された記録を証明する関係資料（当該商標が中国又は他の国及び地域において著名商標として保護された関係資料を含む）
5. 当該商標が著名であることを証明するその他の証拠資料（当該商標が使用された主要な商品の過去三年間の生産量、販売量、販売額、利益及び販売地域などの関係資料を含む）

## 四、著名商標の認定及び保護の手續並びに措置

1. 認定機関

(1) 登録の段階で著名商標の保護を受ける場合

相応の手續に従って、商標局又は商標評審委員会に対して請求を提出すると共に相応の証明資料を提出することができる。

主管機関は、関連規定に基づいて処理し、商標の知名度などに基づいて認定を行い、相応の決定を下す。

(2) 使用の段階で著名商標の保護を受ける場合

人民法院に提訴するか、又は、地市級以上の工商行政管理機関に請求できる。

## 2．行政手続における著名商標認定の具体的期限

地市級の工商行政管理機関に請求する場合、その商標が著名であることを証明する資料を提出しなければならない。受理機関は受理日から 15 労働日間以内にその資料を上級機関に報告し、最終的に商標局に報告しなければならない。

商標局は、6 ヶ月以内に認定を行い、認定結果を関連機関に通知しなければならない。

## 3．保護措置

- ( 1 ) 登録出願の拒絶
- ( 2 ) 登録の取消
- ( 3 ) 使用の禁止
- ( 4 ) 損害賠償（民事救済）

## 五、中国の著名商標の認定の状況

### 1．パリ条約 6 条の 2 に従って著名商標を認定した時期

1987 年　：米国の「PIZZA HUT」

1988年　：英国の Uni liver 社の「Lux 力士」

1989年　：米国のフィリップモリス社の「Marlboro 及び万宝路」  
：中国の「同仁堂」

1990年　：米国の元 SHER WOOD 社の「SHER WOOD」

### 2．1991 年 - 1995 年

商標局は公衆に対してアンケート形式で調査を行い、「海尔」、「貴州茅台」、「張裕」、「熊猫」などの 18 件を著名商標と認定した。

### 3．1996 年 - 2002 年

56 号令の公布後、200 件余りの著名商標が認定された。

### 4．2003 年（5 号令）から現在まで

- ( 1 ) 2003 年 6 月から 2004 年 11 月まで、商標局、商標評審委員会は、153 件の著名商標を認定した。153 件の内訳は以下のとおり。

#### 認定機関別

商標局：商標管理で 116 件、異議申立てで 14 件、国際出願登録異議申立てで 1 件。

商標評審委員会：商標紛争案件で 22 件。

#### 商標権者の国別

中国登録者の商標：132 件（台湾 1 件、香港 2 件を含む）

外国登録者の商標：21 件（米国 12 件、オランダ 3 件、スイス 2 件、英国・イタリア・ドイツ・フランス各 1 件）

- ( 2 ) 関連する司法解釈が実施されて以来、人民法院の関連部門は、訴訟案件において 10 件余りの著名商標を認定した。その内、外国登録者による商標が少なくとも 4 件

- ある（米国 3 件、日本 1 件（ヤマハ））。
- （ 3 ）行政機関による上記 153 件の著名商標の認定の中に、日本が 1 件もない。  
個人的な見解として、2 つの原因があると考える。  
著名商標の認定の手続を十分に理解していない。  
日本には「防護標章」の概念がある。そのため、中国でも多数の防衛のための  
商標登録をした。従って、著名商標でなくても、普通の商標専用権に基づいて  
権利侵害に対応できている。

## 六、著名商標の認定において注意すべき点

- 1 . 著名商標の認定請求は具体的案件（商標異議、審判、又は訴訟など）において行うことが必須である。
- 2 . 法律で要求される証拠資料が必要である（5 号令 3 条、及び、商標法 14 条）。  
証拠資料は総合的に考慮されるが、全要素を充足することは必須でない。
- 3 . 証明力が比較的強い要素  
：市場占有率、市場をカバーする範囲、同業界のランク付けにおける順位  
：広告の投入量及びそのカバーする範囲、媒体種類など。  
：当該商標が中国又はその他の国において著名商標として保護された記録。  
：業界団体により公開又は半公開された統計データの証明力は大きい。
- 4 . 証拠資料の装填と内容  
証拠資料は、その形式・装填より、内容が充実しているか否かが重要である。  
証拠資料の形式・装填に過度に労力と費用を投ずる必要はない。
- 5 . 「保護を受けた記録」の効果（5 号令 12 条）  
（ 1 ）著名商標として保護された範囲が基本的に同一で、且つ、相手が著名性について異議がなく、又は異議があるが当該商標を著名でないとの証拠を提出できない場合  
：事件を受理した工商行政管理部门は、当該保護記録に基づき、事件に裁定又は処理を下すことができる。  
（ 2 ）著名商標として保護された範囲が同一でない、又は、相手が著名性について異議があり、且つ当該商標が著名でない証拠資料を提出する場合  
：商標局又は商標評審委員会は、当該商標の資料について改めて審査し認定しなければならない。
- 6 . 著名商標として認定されなかった場合（5 号令 9 条）  
認定結果を下した日から 1 年間以内は、当事者は同一の商標について同様の事実及び理由によって再び認定を請求することができない。
- 7 . 5 号令の施行後に認定された著名商標のリスト  
中国商標局のホームページで公開されている。

以上

添付資料： 著名商標の保護に関する主要な法律規定

商標法

第13条 同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録されていない他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ同著名商標と容易に混同を生じさせる場合には、その登録とその使用を禁止する。

2. 不同一又は非類似の商品について出願した商標が、中国で登録されている他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、同著名商標権者の利益に損害を与え得る場合には、その登録とその使用を禁止する。

第14条 著名商標の認定には、以下の要素を備えなければならない。

(一) 関連公衆の当該商標に対する認知度

(二) 当該商標の持続的な使用期間

(三) 当該商標のあらゆる宣伝の持続期間、程度及び地理的範囲

(四) 当該商標の著名商標としての保護記録

(五) 当該商標の著名であることのその他の要因

第41条 2. 登録された商標がこの法律第13条、第15条、第16条、第31条の規定に違反している場合、商標の登録日から5年以内に、商標所有人又は利害関係者は商標評審委員会にその登録商標の取消について裁定を請求することができる。ただし、悪意による登録、著名商標の所有者に対しては5年の期間制限を受けない。

3. 前二項に規定された状況以外を除き、登録商標に異議がある場合は、その商標の登録日から5年以内に、商標評審委員会に裁定を請求することができる。

4. 商標評審委員会は裁定請求を受けた後、関係する当事者に通知し、かつ期間を限り答弁書を求めなければならない。

商標法実施条例

第5条 商標法及び本条例の規定に基づき、商標登録、商標再審の過程において紛争が生じた場合であって、且つ関係当事者がその商標が著名商標に該当すると認める場合には、商標局又は商標評審委員会に著名商標の認定を請求し、商標法第13条の規定に従って商標登録出願を拒絶させ、又は商標法第13条に違反した商標登録を取消させることができる。当事者が請求する場合には、著名商標に該当する証拠を提出しなければならない。

2. 商標局、商標評審委員会は当事者の請求により、事実を明らかにした上、商標法第14条の規定に基づき、その商標が著名商標に該当するか否かを認定することができる。

第45条 商標の使用が商標法第13条の規定に違反する場合、関係当事者は工商行政管理部門に使用禁止を請求することができる。当事者は請求を申請する場合、当該商標が著名商標であることを証明する材料を提出しなければならない。商標局は商標法第

14条の規定に基づいて著名商標と認定した場合、工商行政管理部門は権利侵害者の商標使用行為を差し止め、商標標識を没収し、廃棄させる。商標標識と商品が分割しがたい場合は、商品を同時に没収し、処分する。

第53条 商標登録人は、自分の著名商標が他人により企業名称として登録され、公衆を騙し又は公衆誤認をもたらすと考える場合、企業名称登記主管機関に当該企業名称の登録の取消しを請求することができる。企業名称登記主管機関は「企業名称登記管理規定」に基づき処理する。



<訪中交流報告会資料>

# 中国国内における企業の商標模倣品 取締りの留意点と事例紹介

日本弁理士会

産業競争力推進委員会

委員長 飯島 紳行

主担当 小倉 啓七

副担当 中山 健一

## 中国国内における企業の商標模倣品取締りの留意点と事例紹介

2005年3月4日、中国北京にて、第3回日中弁理士・商標代理人専門家交流会が開催。中国の国家工商行政管理総局商標局 案件指導処 呂志華（処長）が、「商標行政執法工作及案例分析（商標行政による法律執行業務状況と事例分析）」について講演があり、その内容を下記のとおり報告する。

### 記

#### 1. 商標権侵害の取締り

##### (1) 中国商標保護の特色「行政取締保護と司法救済：双規制」

侵害発生時、人民法院へ提訴してもよいし、行政機関に取締りを請求してもよい。但し、行政取締保護は司法救済の前置手続きではない。

同一の商標権侵害事件に対し、工商行政管理機関が行政処罰をした場合、人民法院は民事制裁を行わない。

表1.1 行政取締保護と司法救済の特徴

行政取締保護	司法救済と比べ、短時間で決着。費用が安い。 (例) 取締アクション 1 Week、処罰決定書 1~3ヶ月 但し、侵害者から損害賠償はとれない。
司法救済	訴訟に時間と費用がかかる。 侵害者から損害賠償を請求できるが、証拠収集・認定が困難。 提訴から判決まで1年以上。

##### (2) 工商行政管理機関の商標権侵害、偽物取締事件の2003年統計

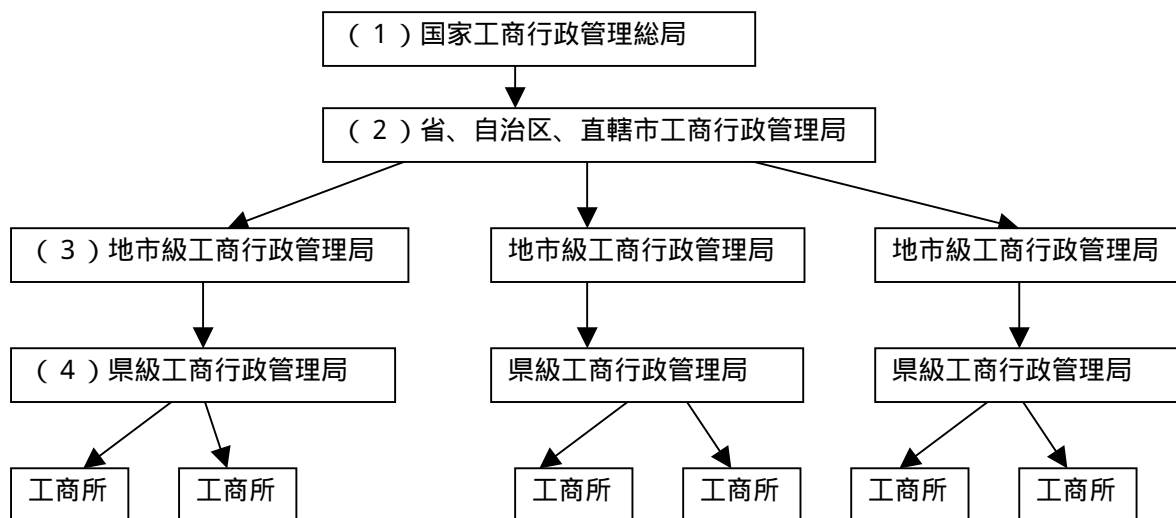
商標侵害違法案件（2003年）	37,489件	審査処分
内 商標侵害・偽物	26,488件	
侵害に用いた金型等工具の没収（個）	15,597件	
罰金総額	2.42億元（約28億円）	
司法機関への移送（刑事事件を追及）	45件（52人）	

商標権者からのクレーム案件は、384件。ほとんどが職権での取締り。  
審査処分する商標侵害案件は地域的に差異有り。東部6省で過半数以上。  
渉外商標侵害案件 北京市、上海市、広東省など4省市で全国の84.9%。

## 2. 商標模倣品取締り行政機関

### 工商行政管理機関

98年職員数70万人から行政改革によるリストラを行い、03年末では職員数40万人機関の体制は以下(1)～(4)の4級に階層化され、垂直管理を実施。



- ・ 工商所（日本の町に相当する行政区間毎に存在する出先機関）
- ・ 少なくとも2つの級の工商行政管理局が協力して対処する。
- ・ (1)(2)は、具体的な事件を直接扱うことはなく、下位の級(3)(4)の判断の再審査、下位の級の判断についての異議申立ての処理を行う。

## 3. 商標模倣品取締りにおける他機関との連携

公安局・・・刑事責任を追及する事件の場合、工商行政管理局は公安局に移送。

税関・・・輸出入品で商標模倣品の疑わしいものは、税関が工商行政管理局に通知。

## 4. 工商行政管理機関の商標模倣品取締りにおける根拠法

商標法

反不正競争法

消費者権益保護法・・・虚偽表示、商品クレーム

- 公司法 . . . 商標と商号が競合。著名商標を商号として登録した場合
- 広告法 . . . 虚偽な広告から商標権侵害を摘発
- 製品品質法 . . . 消費者保護の観点、中国 PL 法
- 煙草専売法 . . . 必ず登録商標を使わないといけない。
- 契約法 . . . 商標ライセンス契約でのトラブル

## 5 . 商標権侵害行為の認定

表 5 . 1 商標権侵害行為の態様

1	商標権者の許諾を得ないで、同一・類似商品に登録商標と同一・類似の商標を使用する行為。	商標法 52 条 (2001 年 10 月) (改正法)
2	商標権を侵害する商品の販売行為。	
3	他人の登録商標の標識を偽造し、許可無く製造すること、又は偽造・不許可で製造した他人の登録商標標識を販売する行為。	
4	商標権者の同意を得ないで、その登録商標を変更し、かつ、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。	
5	他人の商標権にその他の損害を与えること。	
6	同一・類似の商品に、他人の登録商標と同一・類似の標識を商品名称又は商品の外観装飾として使用し、公衆に誤認を生じさせる行為	商標法 実施条例 50 条 (2002 年 9 月)
7	他人の商標権を侵害する行為のために、故意に倉庫保管、輸送、郵送、隠匿等の便宜を提供する行為	
8	他人の登録商標と同一・類似の文字を企業の商号として、同一・類似の商品について際立って使用し、関係する公衆に容易に誤認を生じさせる行為。	最高人民法院 司法解釈 (2002) 32 号 (2002 年 10 月)
9	他人の登録している著名商標又はその主要部分を複製、模倣、翻訳し、非同一又は非類似の商品について商標を使用し、公衆を誤らせ、当該著名商標権者の利益に損害を生じさせる行為。	
10	他人の登録商標と同一・類似の文字をドメインネームとして登録し、かつ当該ドメインネームにより関連商品の電子商取引を通じて、関係する公衆に容易に誤認を生じさせる行為。	
11	中国で登録されていない他人の著名商標又はその主要部分を複製、模倣、翻訳し、同一・類似の商品について商標を使用し、容易に混同させた時、侵害停止の民事的法律責任を負う。	

( 1 ) 商標法 5 2 条、実施条例 5 0 条

52 条(4)・・・今回の改正で追加

商標権者の承諾を得ず、その登録商標を変更し、かつ、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。

( 2 ) 最高人民法院の解釈 ( 02 年 10 月 )

裁判所は、具体的事案の判決で引用することがあるのに対し、

行政機関は、法律ではない為そのまま適用することはない。但し、参考はする。

明確な法律規定がないと行政決定で引用することは不可。

( 3 ) 商号、ドメイン、非類似商品に使用

商標権侵害行為として扱うのではない。

問題が生じた場合、使用停止の勧告を出す ( 処分はしない )。

## 6 . 工商行政管理局での商標侵害行為の処罰権限

職権で摘発

ほとんど

商標権者からの要請 ( クレーム ) で摘発

少ない

・ 権利侵害と疑わしい 立入調査 ( 差押さえ、没収する権限 )

工場でなく、住宅の中で侵害品を作っている

この場合、公安局と協力して一緒に立入を行う

・ 販売で発見される場合がほとんど。

販売者が侵害品であることを知らない場合でも摘発可能 ( 法改正で悪意の条件撤廃 )。

## 7 . その他

( 1 ) 通告

ブランドの業者自らの要請によって工商行政管理局から通告を出した例

04 年 7 月 北京工商行政管理局 卸し市場 ( 本物 / 偽物双方 ) での販売禁止

04 年 10 月 上海工商行政管理局 卸し市場 ( 本物 / 偽物双方 ) での販売禁止

ブランド業者

そのような卸し市場での販売はしないとの約束 ( 正規販売ネットワーク )

どこでも扱うような商品 ( 例 : コカコーラ ) には適さない。

北京、上海の如く、卸し市場が狭い地域で集中する場合は通告で取り締まれる。  
しかし、四川の如く、広い所では通告しても取り締れない。  
地域の特徴にあわせて、権利保護キャンペーン  
春節などの国家行事の時期に合わせて、工商行政管理局は権利保護に力をいれる

## (2) 商標権侵害での注意点

認定された著名商標でも、登録商標でないと刑事責任は追及できない。  
同一商標・同一商品でなければ刑事責任は追及できない。  
例えば、アルファベットの大文字を小文字で使っていれば、刑事責任は追及できない。  
刑事責任の追及は、刑法に基づく法律要件が要る。  
故意でなくても（知らなくとも）摘発はできるが、刑事責任の追及は故意がいる。  
損害の発生を立証しないと、刑事責任の追及はできない。

## (3) 損害額の立証について

工商行政管理局が調査して、犯罪行為と判断した場合、公安局に移送する。  
但し、行政処罰した場合は、2回処罰しないという原則から、あとで公安局がさらに刑事  
処罰することは稀である。

## 8. 事例（商標権と著作権の衝突）

ピータラビット（原案：イギリスの作家 ポター女史）

・著作権を失った作品の本の中に、他人の登録商標をそのまま使ったと判断された事例。

1943年 ポター女史 亡 直前、ウォーン社（英国）に著作権等譲渡。

1994年10月 ウォーン社が中国で図形商標（ウサギの小走り）、文字商標（ピータラビ  
ット）を登録。指定商品は第16類（本、雑誌）。

2003年4月 中国社会科学出版社が、ウォーン社の登録商標を使用して「ピータラビ  
ット」シリーズの本を発行していることを発見。

商標権侵害事件として北京市西城区工商行政管理局に要請。

2003年5月 北京市西城区工商行政管理局は、中国社会科学出版社の在庫本を差押さえ。  
本の表裏表紙、本の背、頁番号に使用。商標法52条(1)に該当すると判断。

2003年10月 中国社会科学出版社は、上級管理機関の北京市工商局に行政再議申請。

10月 北京市工商局の再議決定は元処理を維持。

中国社会科学出版社は、北京市第一中級人民法院に提訴  
（商標権侵害でない認定を求めた）

現在 北京市第一中級人民法院（第一審）では、行政処理決定を維持。

以上

〈訪中交流報告会資料〉

## 中華全国律師協会

「中国の特許侵害における司法救済と行政救済の問題」

「民間の調停・仲裁センター設立の必要性について」

日本弁理士会

産業競争力推進委員会

委員長 飯島紳行

副委員長 奥山尚一

委員 長谷部善太郎

中華全国律師協会との交流会 第1回

2005年3月4日 10:00~12:00

参加者

日本側：佐藤総括副会長、奥山部会長、中山副部長、一色次期副会長、  
山田委員、相川委員、長谷部委員、金高委員、長谷部委員

中国側：Xuefeng Peng 中華全国律師協会副会長, Jason Pang 知識産権委員会委員長,  
Yang Anjin, Ma Dongxiang, Liping Zhang, Chixue Wei, Song Rui, 他知識産  
権委員会メンバー数名

A. 日本側 挨拶：佐藤総括副会長

B. 中国側 挨拶：Xuefeng Peng 中華全国律師協会副会長

C. 中国側発表

日中知的財産権紛争分析及び司法行政救済

(Mr. Jason Pang)

近年、中国における日中間の知的財産権紛争事件が増加している。

「トヨタ」対「吉利」間の自動車商標権侵害訴訟案件、「本田」対「力帆」間のオートバイ商標権侵害訴訟案件、「万勝」対「深圳万勝」不正競争防止法訴訟案件、「オムロン」対「三和松石」意匠権侵害訴訟案件等は、中国社会に対して一定の影響を与えている。日中知的財産権紛争の発生原因、訴訟の過程及び訴訟の結果、或いは社会の評価を分析解明することは、知的財産権と貿易摩擦の問題を解決する方法を探ることとなる。

私は、個人的な見解として、日本の本田技研工業株式会社等が提訴した一連の訴訟事件に注目して、日中知的財産権の紛争事件及び中国知的財産権司法保護に関する検討をすることにより、日中知的財産権専門家の研究に資するための参考例を提供する。

1. 積極的観点

(1) 日本政府が「知的財産立国」を国策として掲げ、2000年頃からあらゆる日本企業は知的財産権の保護重視を戦略的に実施することとなった。

これにより日本企業の中国同業企業に対する知的財産戦略は、中国企業の知的財産権意識を積極的に向上させる役割を果たした。

① 中国の法制度整備：

中国政府は1981年から23年間かけて知的財産権保護制度を整備した。

国内法体系：商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法、IT保護条例、刑法等。



国際条約：ベルネ条約、パリ条約、マドリット協定、WTO、トリップス協定等の国際知的財産権保護条約に加入。

## ② 運用面の未成熟：

法体系が整備されたが浸透度とのギャップが存在した。中国企業の知的財産権の保護意識は、未だに低い水準であり法的な体制整備をしてもこれと同水準に至っていない。知的財産権訴訟を通じ、わずか十数年の間に中国企業は知的財産権に関する法的知識等を学ぶことができ、それにより知的財産権を遵守するようになってきている。また、中国企業自身も自己の知的財産権の保護を考えるようになってきている。

例えば、重慶のバイクメーカーの例では、力帆、宗申、隆鑫を含めた民間大企業は、人材を集め、知的財産権専門部を設置し、新商品の研究、開発に大量の資金を投入している。新商品の開発に際しては、先行技術調査を行い、他人の知的財産権と問題を起こさないかを十分確認している。

この分野における多くの中国企業は、日本企業の知的財産権の保護の成功を参考として発展を続けている。

## (2) 中国の知的財産権の係争解決手段

### ① 行政面：

特許局、商標局、著作権局及び公平交易局、税関、技術監督局、新聞出版署、文化局、公安局等の行政法律実施機構、模倣品、デッドコピー、権利侵害等知的財産権の違法案件及び犯罪案件に対しては、適時、有効に処理することができるようになった。この為、中国人或いは外国人権利者は訴訟を提起しなくても権利保護が図れ、また、経済秩序を維持することができ、知的財産権の保護は有効になされつつある。

### ② 司法面：

中国法院が処理する知的財産権紛争提訴件数は年々増加している。訴訟も厳格透明なシステムとなってきている。

例えば、訴訟前の証拠の保全、財産の保全、訴訟前の差止命令、証拠規制、裁判所審理規則等の制度が益々整備されつつある。

### ③ 訴訟の方向性：

外国人の権利者との権利侵害訴訟を通じて、権利侵害で争うと同時に自らの権利を保護する意識も高まっている。このため、日本企業にとっては必ずしも絶対的優位性を維持できるとは限らない状況にある。中国に初期に出願された特許等は、審査能力の不足もあいまって進歩性などの特許要件判断に不備があった可能性もある。従って、今後の訴訟では必ず勝訴するとは限らない。

### ④ 相互理解：

日中企業間の衝突の原因は複雑であり、特に考えるべきことは、市場の利害である。日中企業間のコミュニケーションが不足しており、このまま放置しておくべきではない。そこで、日本弁理士会からももっとコミュニケーションを取るよう交流を深めてほしい。

将来に向けて共に発展できるようにすべきである。

### (3) 将来の見通し：

中国の知的財産権保護制度は、良い方向に向かっていくと思われま。

人材を育成し、知的財産権専門の弁護士、特許・商標の弁理士等の排出により仲介機構の成長が促進される。また知的財産権保護に関する中国国内社会の世論も高まり、知的財産権に関する研究教育も益々高まっている。

知的財産権に関する社会の関心の高まりは、自己の権利保護意識を高め、民間企業の知的財産権の保護意識を高めることとなる。

大勢の人々は、例えば、知的財産権とは何か、なぜ保護が必要か、権利侵害行為とはどんな悪いことかを知らないことが多い。教育により、或いはこれら違反に対する罰則から、知的財産権の重要性を認識しつつある。

## 2. 消極的な観点

日本企業の知的財産権戦略についてであるが、中国企業、中国の国民感情にもっと配慮してほしい。

(1) 中国企業及び社会世論は、日本企業が経済的な優位性を利用して、中国の市場を牛耳るつもりであるのではないかと考えている。中国に於いて知的財産権取得による保護を築くことに問題はないが、知的財産権を武器にして市場を独占しようとするに対して、中国の企業（国民感情）のわだかまりがある。

例えば、日本の自動車業界は、早くから発達しているため、優位に立っており、製品の品質も高く、このため値段も高い。訴訟を提起し日本企業は、あらゆる手段を使って、中国企業を市場から閉め出すことを狙っているように思われる。即ち、中国市場の独占である。中国企業はこれが本当の公平な競争を意味するものではないと感じている。

(2) 中国企業および国内世論は、日本企業が訴訟を提起することにより、日本側の優勢な知的財産権を行使することにより市場を独占しようとするに対して、中国企業（国民感情）のわだかまりがある。

現在は1994年から1996年頃に出願された特許によって訴訟が行われている。

日本は特許制度を中国より100年程早く始めており、国民の意識、規則の運用、知識等において中国とは大きな隔たりがあり、代理人の活用方法も巧みである。

日本の工業界は発達しており、これに対し中国は発達していないため、日中の訴訟は、大人と子供の紛争に似ている。

(3) 訴訟を利用して紛争を解決することが良い場合も勿論あるが、そういう事ばかりではない。従って、色々な方面での解決努力が必要と思われる。

例えば、権利者の立場に立てば、訴訟は長くかかり、認定される損害額が少なく、判決を執行することが難しい場合がある。そのためには他の対策を立てる必要があるであろう。

(4) これまでの紛争問題を考えてみると、日中企業の知的財産権の紛争が多発するようで

は、友好的な協議による解決を図ることは困難でしょう。なぜなら、友好的な協議は、共存共栄の基礎の上に立って初めて成り立つものであり、日中相互が発展することが前提となるからであります。

従って日本企業による一連の知的財産権訴訟を例に取り上げても、日本企業のための全面勝訴はいずれ困難なものになるのではないかとと思われる。

①制度の揺籃期に基づく問題：

中国《特許法》特許発明の特許要件には、新規性、進歩性の判断がある。制度の初期で審査の未熟なときにはこれらの判断は不十分でこれにより権利化されたものもある。現在の知的財産権の訴訟は、そのことが紛争の焦点となっている。

②係争労力の問題：

同時に中国同業者の強烈的な抵抗を招いている。即ち、日本企業が知的財産権訴訟を提起したとき、中国企業は日本からの特許裁判から逃れるため多くの精神力や財力を投資して中国知的財産局特許復審委員会に上申する。そのため、特許権の効力の問題にかかわり紛争も長期化する。これは労力がかかりお互いの損失になってしまうのではないかと。

3. 知的財産権の専門の皆さん、日中企業間の紛争は、今後の両国の経済に大きな影響を与えるでしょう。日中の知的財産権問題については、今後は相互に発展的するように考える必要があるのではないのでしょうか。現在は、コミュニケーションが悪く意思疎通を欠いている状況にあります。

- (1) 特許制度は、社会発展の基礎であり、すばらしい研究開発成果に対しては、日本でも中国でも同様に保護されてしかるべきで、これが社会の発展になると考えます。我ら専門家は、共に努力する責務がある。
- (2) 中国国内感情の存在は事実だが、知的財産権制度を否定するものではなく、専門家としては、論争解決のための緩和手法（ADR）を検討する必要がある。
- (3) ADRは、興味があり、前向きに検討したい。

以上、日中の知的財産権紛争の分析及び司法行政救済について述べてみた。

次は

D. 奥山副委員長の発表へつづく

中華全国律師協会との交流会 第1回  
2005年3月4日 10:00~12:00

(長谷部委員の報告につづく)

D. 日本側発表「民間の仲裁・調停センターの必要性について」

発表者 奥山 尚一

添付パワーポイント資料の中国語版に基づいて発表を行った。

中国語側のコメント：

- (1) 興味があり、前向きに検討したい。しかし、仲裁は準司法であり、仲裁法がある。したがって、ご紹介のセンターでは法律の要求するところに基づく整備が必要である。正直なところ、仲裁センターは、「国際……」の下に設立されており、更に設立することは困難である。調停であれば別。
- (2) 困難な理由は、1. 法律上、組織上は民政部へ申請するが、民政部はこのような組織は一級を超える組織となり、認めたくないだろう。2. 日中の感情、政府間も冷えている。弁理士・弁護士間も良くない。互いの理解を深める努力をする。それぞれの代理人として、主張すればこのセンターの機能が成立しないのではないか。中立の立場になれなければ仲裁人は集められない。3. WTO、裁判所の役割の高まり、調停センターは現在設立の状況ではない。「中国国際商会」の下に仲裁センターを作った方が良いと思う。
- (3) 企業に在職中に知識産権を担当していた。ADRでは仲裁は不可能だが、調停は可能性がある。企業は調停に関心がある。早期解決のメリットがある。私がいたハイアールでは、重視している。個人的には、企業が受け入れ可能性は、1. 中国企業は調停よりは訴訟を好む、2. 日本仲裁では相互協力が前提だ、3. 中国は将来協力する予定があるかに関心があり、4. 企業は調停を望むとき将来の協力ができるかに興味がある。
- (4) フィリップスは適法運動をしている。彼らは、大学に100万元寄付して人材育成に力を入れている。

日本側コメント：

- (1) 率直な討論ができた。簡単にセンターが設立できるとは思っていない。相互に話し合っただけで可決できることが大事である。その例としてセンターも一つである。メリットは十分あると考えている。
- (2) 本日は日中間で懸案があることを承った。Pang 先生の提案は大事な話であり、我々の果たす責任である。合理的な解決に努力するのが代理人の努めである。今回、1回で解決できないだろうが、今後とも協議していきたい。

調停センター提案の現状

- (1) 専利代理人協会および中華商標協会とは、覚え書きを交わして、調停サービスを共同で行うことは可能であろう。ただ「調停センター」と呼べるかは問題が残る。
- (2) 弁護士協会との対話は継続する。しかし、何らかの合意までには時間がかかろう。
- (3) CCPIT にある調停センターのもとで「日中知財調停センター」を開設することは可能であるとの感触を得ている。CCIPIT の調停センターは、カナダ、米国、イタリアとの間で共同の調停センターを立ち上げており、日本の自動車工業会（自工会）の二輪部会との共同の調停センターも昨年3月に立ち上がっている。

E . 日本側発表「日本弁理士会の国際活動」

発表者 山田 行一

添付資料のとおり、日本弁理士会がどのような海外団体と交流しているかを解説した。

(文責 奥山)  
以上



# 民間の調停・仲裁センターの必要性

2005年3月

日本弁理士会  
産業競争力推進委員会 弁理士 奥山尚一

# 日本の弁理士

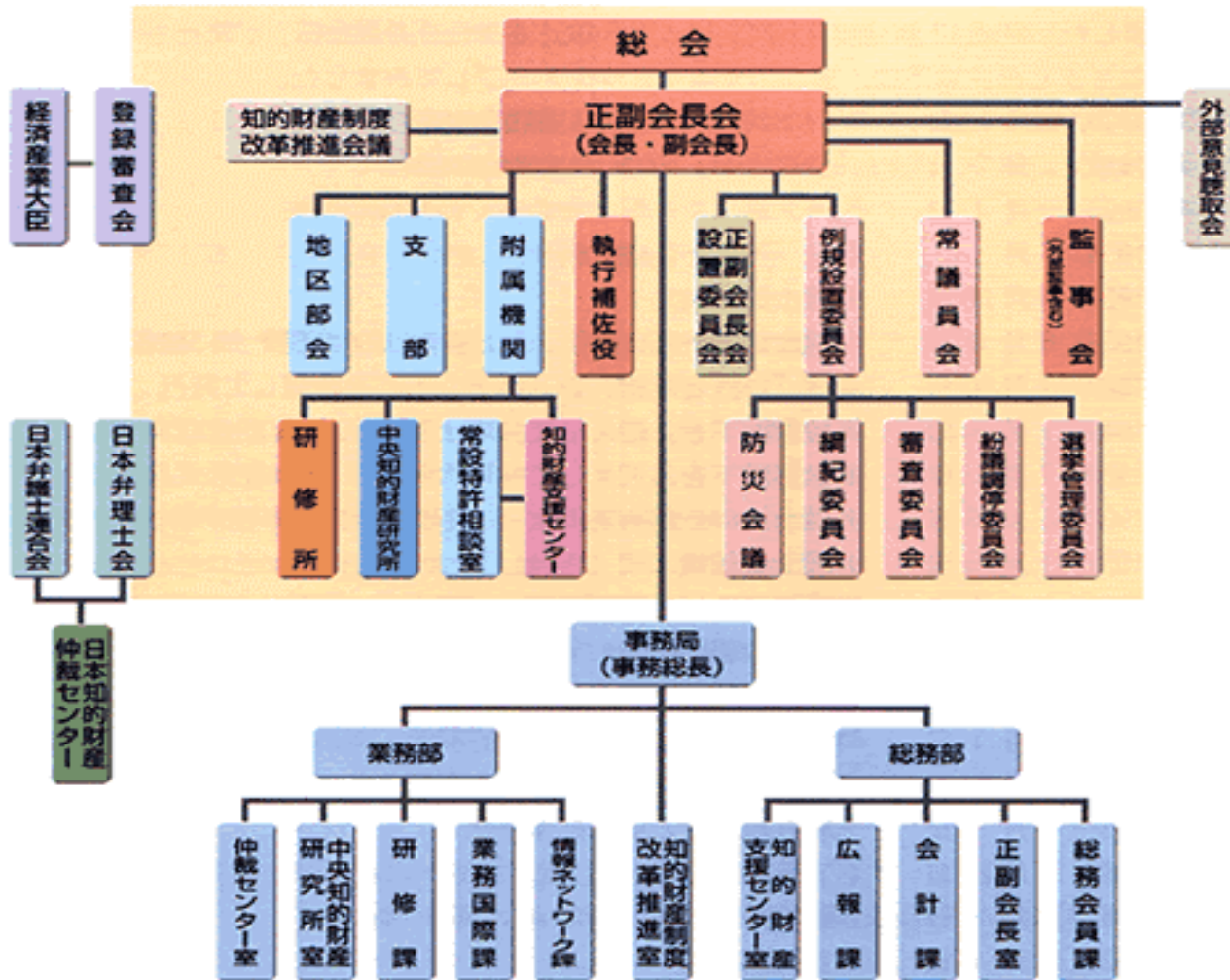
- **特許、意匠、商標の出願代理ができる**
  - 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続や、これらの手続に係る事項に関する鑑定を行うことを業とする。
- **特許庁の審決の取消を求める訴訟の訴訟代理ができる**
- **産業財産権と特定不正競争の仲裁事件の代理ができる**
- **税関における特定の手続の代理ができる**
- **侵害訴訟において補佐人となれる**
- **別途の試験に合格した弁理士(「付記弁理士」)は、侵害訴訟の訴訟代理人となれる(2004年から)**
  - 弁理士は、訴訟代理業務試験に合格し、その旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。

# 日本の弁理士

- 約6000名
- ここ2年ほど、毎年、400名から500名ほど増えている
- 弁理士は、全員、日本弁理士会に所属する
- 1899年からある資格である



# 日本弁理士会の組織

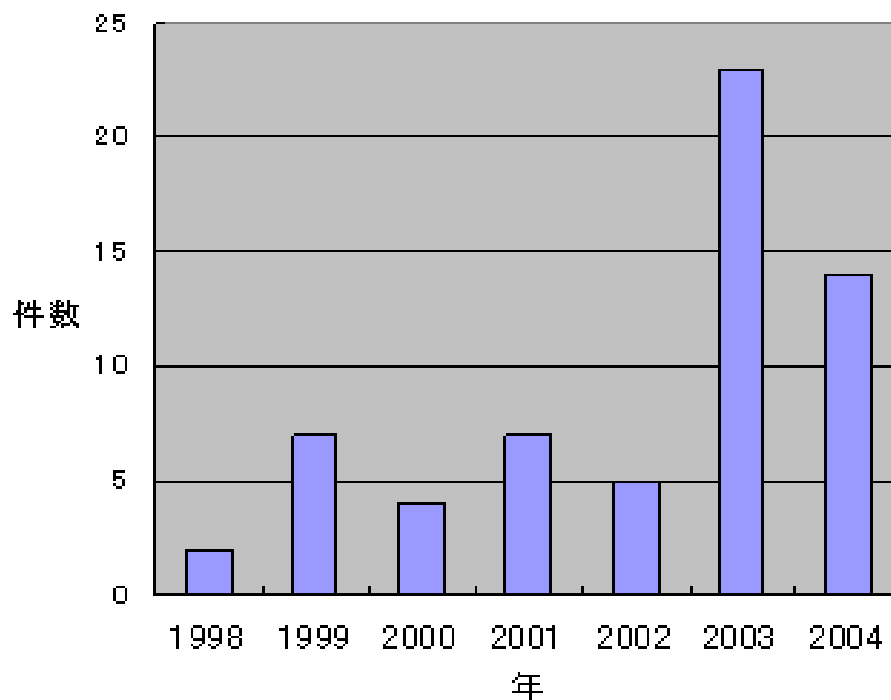


# 日本知的財産仲裁センター

- 日本弁理士会と日本弁護士連合会との共同運営
  - 調停人・仲裁人・判定人の構成(約200名)
    - 弁護士
    - 弁理士
    - 学者
- 1998年設立
- 取り扱いの対象
  - 仲裁
  - 調停
  - 鑑定(「センター判定」と呼んでいる)
  - ドメインネーム紛争

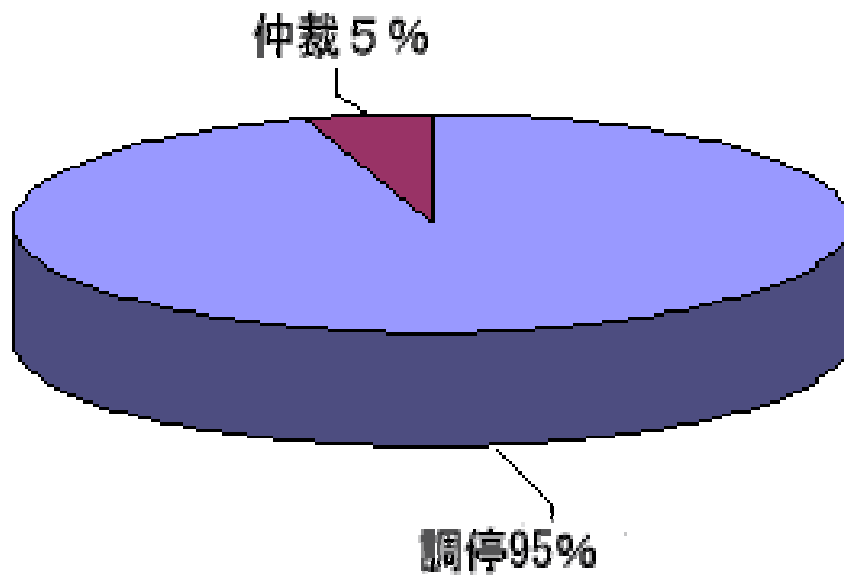
# 実績 仲裁・調停の申立件数

- これまでに当センターに申立てられた調停・仲裁の申立件数



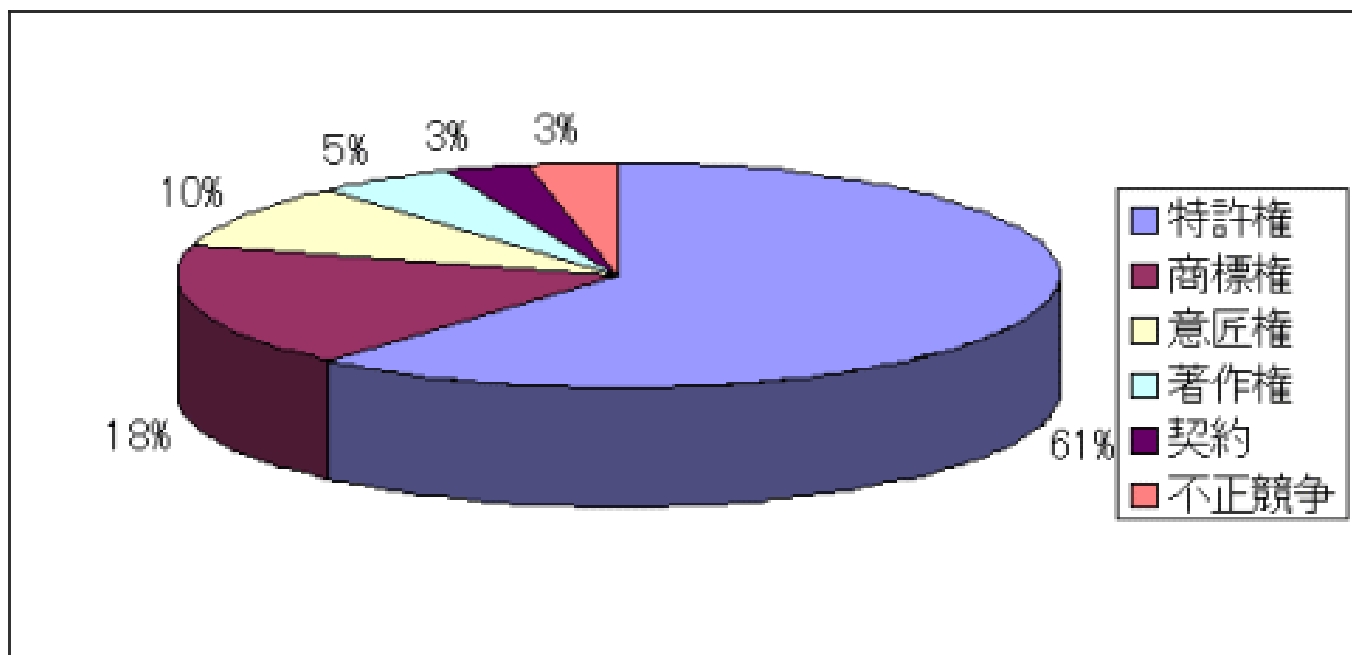
# 実績 仲裁・調停事件の割合

- これまでに当センターに申立てられた調停・仲裁の申立件数の割合



# 実績 分野別割合

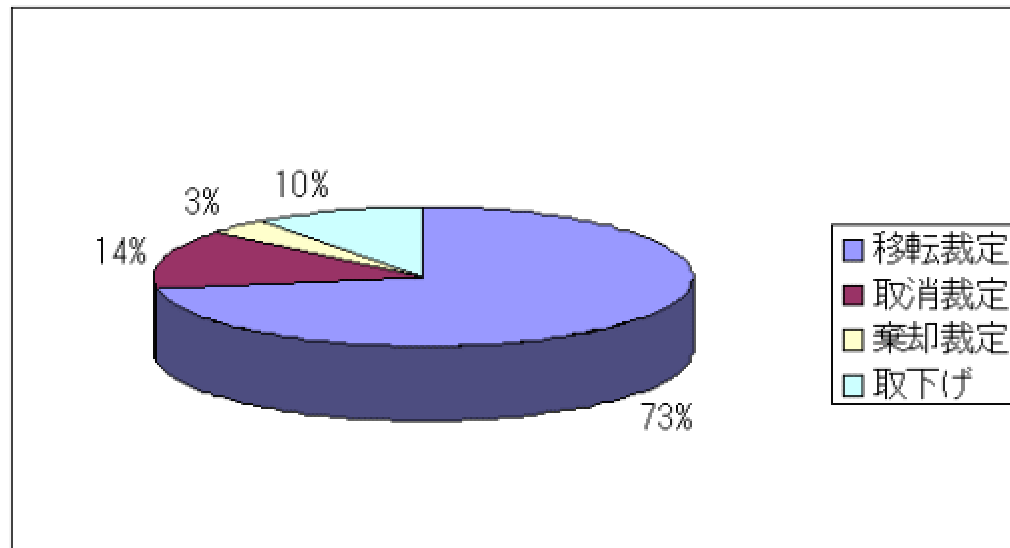
- これまでに当センターに申立てられた調停・仲裁事件の知的財産権の分野



# 実績

## ■ JPドメイン名仲裁事件

- 32件(2000年から2004年)
- その結論



# 知的財産推進計画と司法改革

## ■ 知的財産戦略会議 - 総理大臣の直轄の委員会

- 2002年7月 知的財産戦略大綱
  - 知的財産保護基本法(2002年11月)
- 2003年 知的財産推進計画
- 2004年 知的財産推進計画2004

## ■ 司法改革

- 2000年から、現在進行中
- 司法制度改革推進本部
  - 「今後の司法制度改革の推進について」(04年11月26日)
  - 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」(04年12月1日)
    - 一定の要件に適合すれば、法務大臣が和解の仲介(いわゆる調停・あっせん)の業務を行う民間の紛争解決事業者を認証する。

# ADR法の趣旨

- 裁判外紛争解決手続の基本理念を定めること
- 裁判外紛争解決手続に関する国等の責務を定めること
- 裁判外紛争解決手続のうち、民間事業者の行う和解の仲介（調停あっせん）の業務について、その業務の適正さを確保するための一定の要件に適合していることを法務大臣が認証する制度を設けること
- 上記の認証を受けた民間事業者の和解の仲介の業務については、時効の中断、訴訟手続の中止等の特別の効果が与えられること



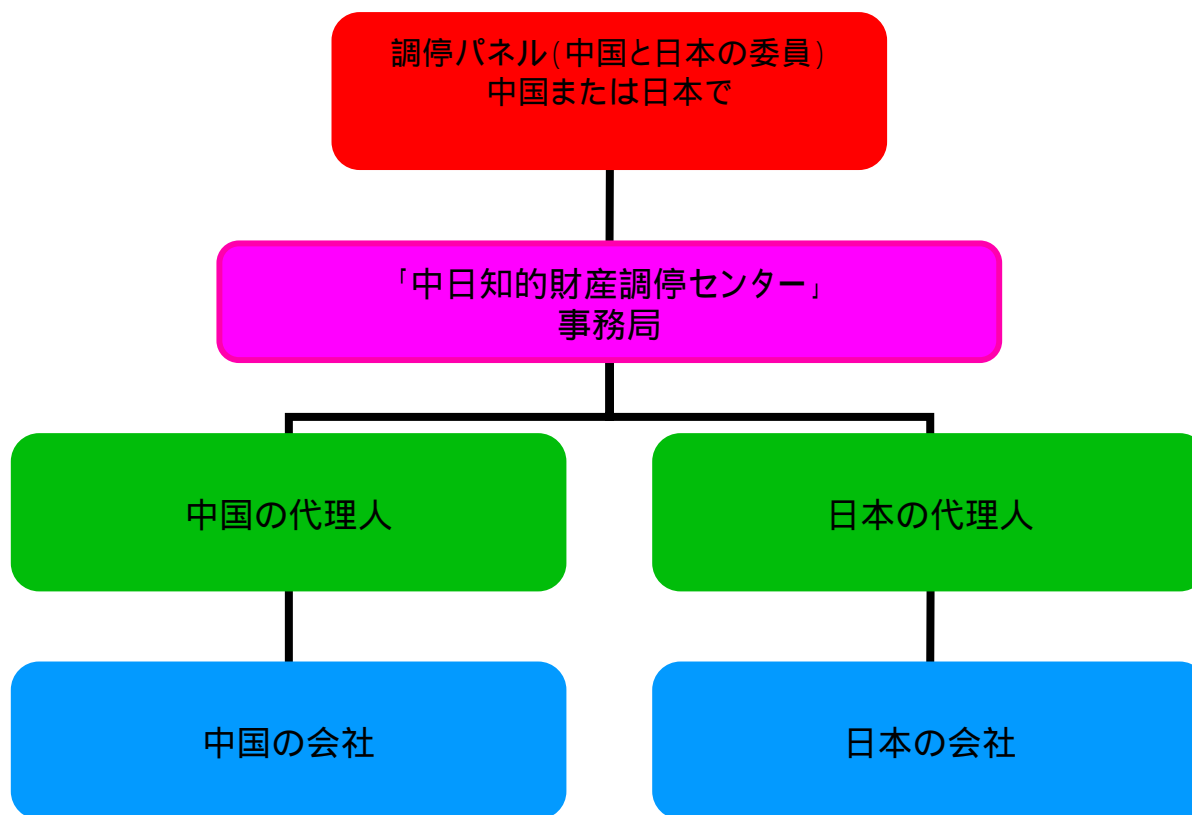
# 日本弁理士会の提案

- 日本知的財産仲裁センターと全国中華律師協会の協力
- 中国と日本の委員
  - 弁理士、弁護士、学者
  - 例えば、50名 + 50名
- 調停(仲裁)の場所は中国または日本
  - 日本の企業が中国において調停を求める。
  - 中国の企業が日本において調停を求める。

# 国際的調停(仲裁)制度のメリット

- 早期解決が図れる
- 非公開で紛争解決が図れる
  - 否定的なパブリシティをさける(勝っても負けても)
  - メンツが保てるため、結論を受け入れやすい
  - しこりが残りにくい
- 日本と中国、さらには他国における紛争についても、一回的に解決ができる
- 中国の弁護士と日本の弁理士・弁護士のステータスのアップ
  - 紛争解決能力の高さを示せる

# 調停(仲裁)のイメージ



平成17年3月4日  
産業競争力推進委員会  
委員 山田 行一

件名：日本弁理士会の国際活動

お手元に配布させて頂いた資料は、日本弁理士会が、ここ2年間に実施した又は実施予定の国際活動を全て列挙した表です。表には、平成15年度の国際活動を列挙した表と平成16年度の国際活動を列挙した表が含まれています。平成15年度は、西暦で表示すると、2003年4月から2004年3月までの期間に対応します。今年度である平成16年度は、2004年4月から2005年3月までの期間に対応します。

日本弁理士会は、日本弁護士連合会と似ていますが、日本弁理士を構成員とします。日本弁理士会は、日本弁理士の登録要件を審査する権原を持ち、弁理士の品質を維持する責任を負っております。

発明には国境なし、といわれますが、国境がない点では他の知的財産（意匠、商標など）も同様です。そのような性質を有する知的財産を専業として扱うわけですから、弁理士の仕事にも国境はありません。よって、弁理士には国際的感覚という品質が必要になります。

したがって、日本弁理士会は、日本弁理士の国際的感覚を高め、究極的には国際的な知的財産権の円滑な運用を目指しています。日本弁理士会は、平成15年度に37回の国際活動を実施しました。平成16年度は、秋葉原にランチを開設する為に予算が大幅に削減されました。それにも拘わらず、日本弁理士会は、22回の国際活動を実施することになっています。

国際活動を情報という観点で大別すると、情報収集型、情報提供型、情報交換型に分類されます。

#### A) 情報収集型国際活動

情報収集型国際活動では、日本弁理士会から国際会議等の特定会合に代表者を派遣し、日本弁理士にとって有用な情報を収集します。情報収集型国際活動の典型例は、セミナーへの参加、国際会議への参加、会合への参加です。

たとえば、日本弁理士会は、WIPO (World Intellectual Property Organization) に日本弁理士をスイスに派遣しました (平成 15 年度 No. 8, 9, 12, 14, 23, 30、平成 16 年度 No. 3, 12)。WIPO は、ご存知のように国際特許条約の改正について、加盟国の特許庁代表者 (改正ワーキンググループ) を交えて頻繁に会合を開いています。WIPO は、日本弁理士会等のオブザーバー参加者からも意見を聞き、これらの意見を踏まえて条約改正を進めております。条約の改正は、国際出願を行うユーザ (弁理士、弁護士、企業など) に大きな法的影響を与えます。そのため、条約の改正に関する情報は、弁理士や知的財産を扱う弁護士にとって、とても重要です。また、日本弁理士会は、AIPLA を含む会合に日本弁理士を派遣し (平成 15 年度 No. 3, 4, 7, 24, 25, 26, 27, 平成 16 年度 No. 5, 16) 日本にとって大きな経済的影響を与える米国知的財産権システムの変化に注意しています。さらに、日本弁理士会は、中国のデザインセミナーに日本弁理士を派遣しました (平成 15 年度 No. 21, 22)。

#### B) 情報提供型国際活動

情報提供型国際活動では、日本弁理士会から国際会議等の特定会合に日本弁理士を派遣し、その会合の参加者にとって有用な情報 (実務的情報、改正情報など) を提供しています。情報提供型国際活動の典型例は、研修の開催、セミナーの提供です。

たとえば、日本弁理士会はスイスの大学院生の為に日本研修を開催しました (平成 15 年度 No. 1)。また、日本弁理士会は、JETRO に貿易投資円滑化を支援する為に専門家に関する情報を提供しました (平成 16 年度 No. 7)。さらに、日本弁理士会と他の団体との共同会合において、日本の特許法に関するセミナーを提供しました (平成 15 年度 No. 19, 28, 平成 16 年度 No. 9, 10, 11, 13, 19, 21)。2 月には、日本弁理士の為に、国際セミナーを開催しました (平成 16 年度 No. 20)。3 月の下旬には、シンガポールでアジアセミナーを開催し、セミナーの提供を予定しています (平成 16 年度 No. 22)。また、他の団体の要請で海外に日本弁理士を派遣し、専門的情報を提供しました (平成 15 年度 No. 13, 20, 31)。

#### C) 情報交換型国際活動

情報交換型国際活動では、海外の政府団体、専門家からの表敬訪問を受け、日本弁理士会から海外の専門家団体を表敬訪問することにより、双方向の情報交

換が効率良く達成されます。あるいは、意見交換を通じて問題点を指摘し合い、相互の関係を改善すること、強化することに役立ちます。情報交換型国際活動の典型例は、表敬訪問、交流会、意見交換です。

たとえば、日本弁理士会は、ロシアからの表敬訪問(平成15年度 No. 2)、WIPOからの表敬訪問(平成15年度 No. 11)、韓国弁理士会からの表敬訪問(平成16年度 No. 14)を受けました。また、逆にインドネシアの知的財産権庁の総局長を表敬訪問し(平成15年度 No. 33)、ドイツ弁理士会へ表敬訪問しました(平成16年度 No. 8)。

また、中国の専利代理人協会と交流会を実施しました(平成15年度 No. 36、平成16年度 No. 15)、英国公認弁理士会との共同交流会(平成16年度 No. 13)、韓国弁理士会との共同交流会(平成15年度 No. 34、平成16年度 No. 9)およびAIPLAとの共同交流会(平成16年度 No. 19)を実施しました。

さらに、韓国の国際会議に日本弁理士を派遣し(平成15年度 No. 16、平成16年度 No. 9)、AIPLAとの会合に日本弁理士を派遣しました(平成15年度 No. 10, 17, 18、平成16年度 No. 2)。日本弁理士会は、WIPOの常設委員会に日本弁理士を派遣し(平成15年度 No. 5, 6, 15、平成16年度 No. 4)、中日韓三国協議会に日本弁理士を派遣し(平成15年度 No. 35)、意見交換を行いました。中国からの表敬訪問(平成16年度 No. 17, 18)を受けました。

これらの国際活動は、日本弁理士にとっては有用な情報獲得、人脈形成になりますが、表面的には瞬間的な支出を伴うことも事実です。

しかし、重要なことは、これらの活動が、日本弁理士だけの利益にとどまらないことです。たとえば、律師協会への表敬訪問という今回の交流型国際活動は、律師の先生方の貴重な情報になり、律師協会との交流開始、関係強化につながり、ひいては、国際的な知的所有権制度の健全な運用に役立つことになると確信しております。

冒頭にも触れましたが、国際的な知的財産権の円滑な運用という大局的な目標を実現する為に、日本弁理士会は、毎年、相当の予算を支出し、知的所有権分野の国際活動に力を入れています。

	主催団体等	会合名称等	開催期間等	開催国
1	JIII (発明協会)	アジア太平洋人材育成協力委員会	平成16年4月16日	日本
2	JPAA/AIPLA	JPAA/AIPLA Joint Meeting in Tokyo ・ Closed Meeting 1. Disclosure Requirements in Japan and US 2. Duty of Disclosure ・ Open Seminar 1. 最新判例の紹介 2. 秘匿特権と開示要件との衝突の問題について 3. 模擬裁判 - 略式判決、保護命令、口頭弁論、USPTO審判部での口頭審理	平成16年4月20日	日本
3	WIPO	第6回PCTリフォーラムWG	平成16年5月3日(月)～7日(金)	スイス
4	WIPO	第10回特許法常設委員会(SCP) ・米・日・欧の各庁代表により検討された縮小された議事対象(いわゆる"REDUCED PACKAGE")であり以下の条項のみを議題とする。 1. 従来技術の定義(8条) 2. グレースビリオド(9条) 3. 新規性(12条) 4. 進歩性/非容易性(12条)	平成16年5月10日(月)～14日(金)	スイス
5	AIPLA	AIPLA 2004 Spring Meeting	平成16年5月12日(水)～17日(月)	アメリカ
6	JIII (発明協会)	協賛金	2004/8	
7	JETRO	貿易投資円滑化支援事業(JEXSA)に関する専門家の推薦	2004/9中旬～2005/2末	
8		ドイツ弁理士会訪問	2004/6/25	ドイツ
9	KPAA/JPAA	第20回韓日弁理士交流会 合同理事会 ・ <大韓弁理士会>2004年度 大韓弁理士会活動報告 ・ <日本弁理士会>2004年度 日本弁理士会活動報告 ・ <大韓弁理士会>2004年度 特許法院の機能・貿易委員会(韓国版ITC)の活動・強制加入撤廃の現状  韓日弁理士交流会セミナー ・ <日本>特許法改正(2004&2005)・実用新案法の改正 ・ <大韓弁理士会&日本弁理士会> -IDS問題について- ・ アメリカにおけるIDSについて ・ 日本弁理士会でのIDS対応 ・ ディスカッション	平成16年10月7日～10日	韓国
10	AIPLA/JPAA	AIPLA/JPAA Pre-Meeting ( ) AIPLA 2004 Annual Meeting ( ) ・ 日本弁理士会からの参加者の発表 1. 特許法35条 2. IDS 3. 特許法69条 4. 最近の特許判例の紹介 5. ADR	平成16年10月12日(火)～13日(水) ( ) 平成16年10月14日(木)～16日(土) ( )	アメリカ
11	JPAA/FICPI	国際工業所有権代理人連盟(FICPI)との交流会について ・ JPAAの組織、2004年度の戦略プログラム国際活動センターの組織と活動状況、シンガポールセミナー等の紹介がなされた ・ FICPIにおける現在の活動状況が報告され、特に2004年10月4～6日に開催された委員会でのSPLTにおけるGenetic materialに関する見解が紹介された ・ JPAAよりGATSによるEU-JAPANの弁理士資格の相互承認(Mutual Recognition of Professional Qualification) ・ JPAAより米国のIDS手続の問題についての問題点の指摘があり、特にJPAA側からこの問題についてFICPI及びJPAAが共同して取り組むべきである点が主張された	平成16年10月21日(木) 正午～午後8時30分	日本
12	WIPO	「世界知的所有権機関(WIPO)第13回・商標・工業デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)」への代表者派遣及び予算措置について  ・ 第12回SCT草案の採用 ・ 商標法条約改正 ・ 商標法及び業務についての調査 ・ インターネットドメインネーム及び地理的表示	平成16年10月25日(月)～29日(金)	スイス
13	JPAA/CIPA	日本弁理士会/英国公認特許代理人(CIPA)交流会 ・ EP審査過程における請求範囲に対する補正、特にディスクレーマーの承認に関する最近の拡大審判廷審決について ・ 日本出願に関しEP明細書及び請求範囲において見られる一般的な問題点	平成16年10月28日(木)～10月29日(金)	日本

14	JPAA/KPAA	大韓弁理士会来日 ・発明協会 (APIC) ・知的財産協会 ・東京大学TLO(CASTI) ・慶応義塾大学知的財産センター	平成16年11月1日午前10時～午後5時45分 2日午前10時～午前11時	日本
15	JPAA/ACPAA	平成16回日中弁理士交流会 合同理事会 ・<日本弁理士会>2004年度 日本弁理士会会務報告 ・<中華全国専利代理人協会>2004年度 中華全国専利代理人協会会務報告 ・<日本弁理士会>日中仲裁(調停)センター設立構想 ・<中華全国専利代理人協会>中華全国専利代理人協会の次年度計画 ・中華全国専利代理人協会と日本弁理士会との協力関係 オープンセミナー ・中国知的財産制度における最近の改正点 ・中国における特許出願手続-日本の出願人が注意すべきこと ・中国における特許権の司法的および行政的保護 ・中国における特許係争の調停	平成16年11月8日午前9時半～午後8時	日本
16	AIPLA	米国知的財産権法協会主催「三極ユーザー会合」 ・同時期に三極特許庁会議が行なわれた。 ・ユーザー側と特許庁側との意見交換の場 ・米国代理人、出願人を主とするユーザー側が出席 ・特許庁側は、USPTO、JPO、EPOの各長官、副長官が出席 ・主な議題は以下の通り。 1. 特許ハーモの現状 2. 特許ハーモ議論停止の背景 (WIPOのSCPでのSPLTに関する議論の停止の背景)	平成16年11月17日(水)～20日(土)	アメリカ
17		中国広州市工業デザイン知的財産権訪日代表团による当会への表敬訪問 ・当会の紹介 ・日本における特許法、意匠法等のトピックス紹介 ・意見交換	平成16年11月19日	日本
18		日中知的財産権および中国基本法制研究における招へい専門家の訪問について ・弁理士会活動報告 ・意見交換 ・質問事項 ・当会の施設見学	平成16年11月30日(火)午前10時～12時	日本
19	AIPLA/JPAA	AIPLA/JPAA Pre-Meeting ( ) AIPLA 2005 Mid-Winter Institute ( ) ・双方からのテーマ(案) 1. 特許判決の紹介(米・日) 2. 職務発明制度(日) 3. FTC and NAS Report on IP(米) 4. IDSの実務(米) 5. Patent and Know-How Licensing(米) 6. 国会審議予定の知財関連法案について(日) 7. 日米の税関の活動について(米・日) 8. 商標のトピックス(米・日) 9. 著作権(米・日)	2005/1/25～26( ) 2005/1/26～29( )	アメリカ
20	JPAA研修所	国際セミナー「グローバルに活躍し、スキルアップ・キャリアアップする弁理士」	2005/2/8(火)13:30～18:00	日本
21	JPAA/ACPAA・CTA・ACLA	<b>日中弁理士専門家交流会</b>  行政機関見学 北京海関総署、中華人民共和国国家知識産権局(専利局) 第3回 中日商標代理人・弁理士専門家交流会 (中国)中国における著名商標の認定と商標の救済例 (日本)日本の防護商標 (中国)中国国内における企業の商標模倣品の取り締まりの留意点と事例紹介 (日本)商標の地理的表示 中日法律・弁理士専門家意見交換会 [中華全国律師協会活動状況報告] [日本弁理士会活動状況報告] (中国)中国の特許侵害における司法救済と行政救済の問題点等について	平成17年3月3日(木)～3月4日	中国
22	JPAA	アジアセミナー ・知的財産(IP)の保護の意義としくみ 基調講演 日本側 ・シンガポールでの実務上の問題点 シンガポール側 ・明細書の記載要件、クレームドラフティング ・日米における新規性の意義 ・日米における進歩性(非自明性)の意義 ・日米欧におけるコンピュータソフト・ビジネス方法の保護 ・発明者へのヒアリングと発明の把握 ・クレームドラフティング宿題の講評及び質疑	平成17年3月21日(木)～3月23日	シンガポール



平成15年度日本弁理士会国際交流一覧

	主催団体等	会合名称等	開催期間等	開催国
1	ETH	チューリッヒ連邦工科大学院主催日本研修	平成15年5月19日(月)～30日(金)	日本国
2		表敬訪問(ロシア弁理士クリシェフ氏)	平成15年5月1日(木)午後4時～午後6時	日本国
3	AIPLA & FICPI	特許協力条約改正学会	平成15年4月8日(火)～9日(水)	フランス
4	AIPLA & FICPI	特許協力条約改正学会	平成15年4月8日(火)～9日(水)	フランス
5	WIPO	第9回特許法常設委員会(SCP)等	平成15年5月12日(月)～16日(金)	スイス連邦
6	WIPO	第9回特許法常設委員会(SCP)等	平成15年5月12日(月)～16日(金)	スイス連邦
7	AIPLA	スプリングミーティング	平成15年5月14日(水)～16日(金)	米国
8	WIPO	第4回特許協力条約(PCT)改正ワーキンググループ	平成15年5月19日(月)～23日(金)	スイス連邦
9	WIPO	第4回特許協力条約(PCT)改正ワーキンググループ	平成15年5月19日(月)～23日(金)	スイス連邦
10	AIPLA & CIPA	CIPA/AIPLAシンポジウムにかかる事前会合	平成15年6月4日(水)	ドイツ
11	WIPO	表敬訪問(Jay ERSTLING、Naoya OKU)	平成15年6月9日(月)午後4時～午後5時	日本国
12	WIPO	ヘーグ協定下における新しい国際意匠登録規則に関するWG	平成15年6月23日(月)～29日(日)	スイス連邦
13	JIII	第3回工業所有権研修・実務者上級コース(EIPE-1)	平成15年7月28日(月)～30日(水)	日本国
14	WIPO	知的財産権教育にかかる講師のためのWIPOアジア広域研修(WIPOジャパンファンド支援事業)	平成15年9月2日(火)～6日(土) 但し現地入りは特許庁の希望により9月1日(月)	韓国(テジュン)
15	WIPO	第10回商標・工業デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会	平成15年4月28日～5月2日	
16	KPAA	International Seminar on the Patent Litigation System	平成15年9月22日	韓国
17	AIPLA	東京会合	平成15年4月8日(火)	日本国
18	AIPLA	プレミーティング及びアニュアルミーティング	平成15年10月28日(火)～11月1日(土)	米国
19	JIII	平成15年度産業財産権人材育成協力事業海外セミナー(タイ)	平成15年11月3日(月)～11月5日(水)	タイ
20	JIII	第4回知的財産権研修・IPトレーナーズコース	平成15年11月6日(木)	日本国
21	JFD 国際デザイン交流協会	デザイン振興支援事業 デザインセミナー	平成15年12月8日(月)～12月13日(土)	中華人民共和国 上海
22	JFD 国際デザイン交流協会	デザイン振興支援事業 デザインセミナー	平成15年12月15日(月)～12月20日(土)	中華人民共和国 広州
23	WIPO	世界知的所有権機関「特許動向分析及び予測統計の重要性に関する会議」	平成15年9月17日(水)	スイス連邦
24	AIPLA	ミッドウィンターインスティテュート及びプレミーティング	平成16年1月27日(火)～31日(土)	米国
25	AIPLA	ミッドウィンターインスティテュート及びプレミーティング	平成16年1月27日(火)～31日(土)	米国
26	AIPLA	ミッドウィンターインスティテュート及びプレミーティング	平成16年1月27日(火)～31日(土)	米国
27	AIPLA	ミッドウィンターインスティテュート及びプレミーティング	平成16年1月27日(火)～31日(土)	米国
28	JIII	工業所有権に関する民間ベース人材育成国際協力事業に対する協賛金	平成15年6月12日	日本国
29	JPAA	タイ調査団	平成16年2月16日(月)～19日(木)	タイ
30	WIPO	WIPOアジア太平洋広域ワークショップ	平成16年3月2日～4日(木)	タイ
31	JETRO	上海渉外事務所専門家派遣	平成16年2月29日～3月13日(金)	中華人民共和国 上海
32		The Central Intellectual Property & International Trade Court表敬訪問	平成16年3月23日(火)	
33		インドネシア知的財産権庁(DGIPR)バリ総局長表敬訪問	平成16年3月24日(水)	
34	JPAA	日韓弁理士交流会	平成15年10月5日～7日	日本国
35	ACPAA	中日韓三国協議会	平成16年3月1日	中華人民共和国
36	ACPAA	第15回中日専利代理人(弁理士)交流会	平成16年3月2日～3日	中華人民共和国
37				

<訪中交流報告会資料>

# ま と め

日本弁理士会

産業競争力推進委員会

委員長 飯島紳行

副委員長・交流部会長 本田 崇

## ま と め

[1]中国での知的財産の出願、紛争処理に関する代理人のかかわり

中華全国専利代理人協会

監督機関 中国国家知識産権局（専利局）

A 専利代理人

業務範囲（特許、実用新案、意匠の出願代理・審判・特許  
侵害訴訟代理）

試験（専利代理人資格試験の合格を要する）

協会への加入（執業者のみ＝特許事務所勤務弁理士のみ）

加入人数（3800人）

加入していない専利代理人は他に3700人存在

歴史 1985年から資格制度創設

B 渉外事務所（115箇所）

事務所構成員（専利代理人10人以上の構成を要する）

中華商標協会

監督機関 国家工商行政管理総局

構成員（商標弁理士、商標専門家、商標権者である公司  
各種団体からなる）

業務範囲（商標の出願代理・評審（拒絶不服審判）・商標  
権侵害訴訟代理）

試験（資格試験なし）

加入条件（商標関係者のみ）

加入人数（572人）

加入していない商標代理人は他に928人存在

歴史 1994年から資格制度創設

中華全国律師協会

監督機関 司法部

構成員 ( 律師 = 弁護士 )

業務範囲 ( 民事、刑事事件代理全般 )

試験 ( 律師資格試験合格を要する )

加入 ( 事務所に勤務している律師 = 執業律師のみ )

人数 ( 1 1 0 0 0 0 人 )

歴史 1 9 8 6 年から資格制度創設

## [ 2 ] 知的財産及び模倣品対策に関する中国の関係国家機関について

### 国家知識産権局

專利局 = 出願受理、審査

專利復審委員会 = 專利復審、專利無効宣言審理処理

### 国家工商行政管理総局

商標局 = 出願受理、審査

地方行政管理局 = 商標法、商標法実施細則に基づく商標権  
の侵害事件処理 . . . . . [ 行政救済 ]

公平交易局 = 反不正競争法に基づく不正競争事件処理

### 海関総署 ( 税関 )

税関知識産権保護条例違反による輸出入の差止め

### 国家質量技術監督局

産品質量法に基づく模造品の取締り

### 国家版權局

版權司版權処 = 著作権法違反侵害行為の取締り

### 国家藥品監督管理局

藥品行政保護条例違反の取締り

### 公安局

經濟案件偵察部門 = 犯罪を構成し刑事事件となる特許、商

標、著作権、ノウハウの侵害行為の取り締まり

最高人民法院 = 最高裁判所 . . . . . [ 司法救済 ]

特許事件について

中級人民法院(第 1 審) 4 8 箇所

高級人民法院(第 2 審) 3 1 箇所

その他民間の模倣対策機関

北京 JETRO

[ 3 ] 今回の中華人民共和国海関総署、国家知識産権局の訪問、商標協会との交流会に、律師協会意見交換について

( A ) 海関総署、国家知識産権局等に、今後引き続き訪問する機会を得るのであれば海関総署に関しては税関での具体的な取締りの諸問題を更に検討し、また国家知識産権局については中国の特許、実用新案、意匠の出願審査の実務レベルでの問題点を弁理士会の各委員会から吸い上げて検討し、纏めたものを予め書面で提示し、訪問の際にはこれについての回答を直接聞くことが良いのではないか。

( B ) 商標交流会について

中国側の要望もあり日本側のテーマは限られたものであったが、日本としてはどうして欲しいのか制度的な改善を求めるのであればその方向性を積極的に伝えるのも良いのではないか。

( C ) 律師協会との意見交換会について

律師協会とは、引続き仲裁・調停センター設立等の設立に向けた意見交換と、また知財訴訟事件の提起によって触発される国民感情の誤解解消の為に専門家同士のきめ細かい相互交流が求められるものである。

[ 4 ] 今後の中国との交流会について

交流会は双方が対等の立場で話し合うものである。中国側はこれ

までの交流会を更に発展させる考えとも受け止められるので、今後、日本側が交流会の規模を縮小させたり、或いは更に発展させるのであればその長期展望を持ち委員会構成することが必要である。

また、中国との交流会はその年度だけで成果が出るものではないので丁寧に、且つ慎重に行うこと。また、交流会を重ねることにより中国の代理人、国家機関を通して日本側の主張に理解を示してもらえよう好ましい関係にしておくこと。

また中国では国家機関との個人的レベルでの交流は困難なので、特に、知財に関連する上記〔 2 〕記載の国家機関、民間機関等の訪問には、日本弁理士会の組織を活用し多くの会員が行けるように自費参加者も公募するなどして交流の機会を作ることが必要なのではないかと。

テーマの選定は日中で特に問題となるものを対象とすることが望ましく、国際知的財産保護フォーラム等の民間レベルの活動方針や政府の動きをよく見てこれらを参考にすること。この為、政府、民間の対中国対応情報を入手し委員会で予め検討し、これを参考に日本弁理士会の意見も取り入れて意見を述べる必要がある。

以上

日本弁理士会 産業競争力推進委員会  
「中国知的財産制度セミナー 訪中交流報告会」

禁無断転載複製

平成17年3月29日発行

発行所 日本弁理士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番2号

電話 03(3581)1211

FAX 03(3581)9188

©日本弁理士会2005